

# 雇用保険法

# 雇用保険法

ポイント	内 容	ページ
Point 1	適用事業等及び被保険者	p 239 - 251
Point 2	給付の通則	p 252 - 254
Point 3	基本手当① 受給資格・受給要件等	p 255 - 265
Point 4	基本手当② 日額等	p 266 - 273
Point 5	特定受給資格者	p 274 - 277
Point 6	一般被保険者の求職者給付～延長給付・給付制限等	p 278 - 287
Point 7	高年齢求職者給付金、特例一時金	p 288 - 291
Point 8	日雇労働求職者給付金	p 292 - 295
Point 9	就職促進給付	p 296 - 302
Point10	教育訓練給付	p 303 - 312
Point11	雇用継続給付	p 313 - 318
Point12	育児休業給付	p 319 - 332
Point13	雇用保険二事業	p 333 - 334
Point14	費用の負担	p 335
Point15	不服申立て、その他	p 336 - 337
Point16	雇用法 縦断整理	p 338 - 341

## 【出題ランクについて】

- ★★★★ … 確実に押さえない項目、周辺知識も整理
- ★★★★ … 確実に押さえない項目
- ★★★ … できれば押さえない項目
- ★ … 時間的余裕があれば

## 1 受給資格

原則	算定対象期間（原則として離職の日以前2年間）に被保険者期間が通算して12か月以上であったときに、支給する。
特例 特定理由離職者及び 特定受給資格者に該 当する場合	算定対象期間（原則として離職の日以前1年間）に被保険者期間が通算して6か月以上であったときに、支給する。

## □ 「特定理由離職者」とは…

離職した者のうち、特定受給資格者に該当する者以外の者であって、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。

- 受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から令和9年3月31日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）については、当該受給資格者を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する。

## ① 被保険者期間

離職日からさかのぼった期間	賃金支払基礎日数	被保険者期間
1か月	11日以上	1か月
15日以上1か月未満		2分の1か月

- 「賃金支払の基礎となった日数（賃金支払基礎日数）」とは、現実に労働した日であることまでは必要なく、休業手当の支給対象となった日や年次有給休暇を取得した日も含まれる。
- 算定対象期間中の被保険者期間が通算して12か月（特定理由離職者及び特定受給資格者にあつては6か月）に満たない場合には、離職日からさかのぼって1か月ごとに区切った期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月を、被保険者期間の1か月として計算する。このように区切ることにより1か月未満の期間が生ずることがあるが、その1か月未満の期間の日数が15日以上あり、かつ、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月を、被保険者期間の2分の1として計算する。

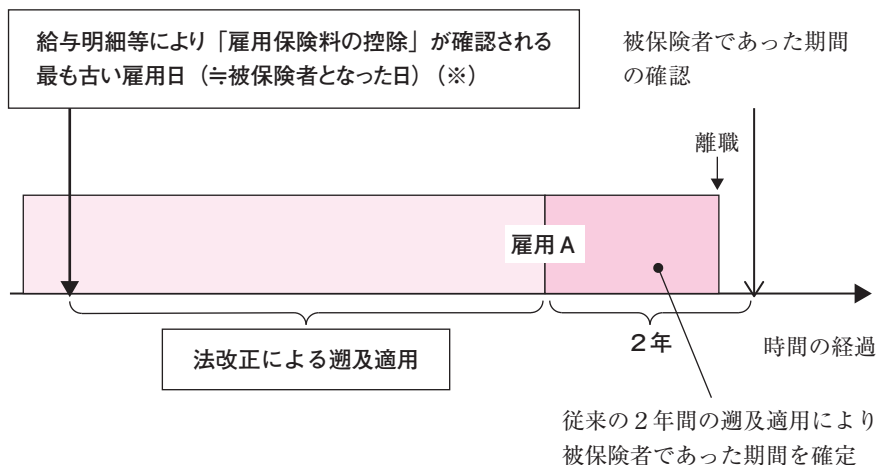
② 被保険者であった期間に含めない期間（雇用保険法14条3項）

**被保険者期間**を計算する場合において、次に掲げる期間は、「被保険者であった期間（算定対象期間）」には**含めない**。

ア 最後に被保険者となった日前に、**受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合**の当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間

イ 被保険者の資格取得の確認があった日の**2年前の日**（特例対象者にあつては、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日（※））前における被保険者であった期間

※ 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善（イメージ図）



※ 給与支払の基礎となる雇用日の中で最も古い日を確定

（例）6月の給与明細の提出があったとき

- ・ 給与支払の基礎となる日が5月16日～6月15日の場合⇒5月16日が最も古い日となる。
- ・ 給与支払の基礎となる日が確認できない場合⇒6月1日を最も古い日とみなす。

 **チェックポイント**

□ 所定給付日数に係る算定基礎期間の算定の特例

特例対象者については、「被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」に被保険者となったものとみなして、所定給付日数に係る算定基礎期間を算定する（雇用法22条5項）。

## 2 受給要件の緩和

	原則の算定対象期間	加算期間の限度	算定対象期間の最長
負傷、疾病、事業主責任によらない事業所の休業、本人の <b>出産</b> 、事業主の命による <b>外国</b> における勤務、官民人事交流法に規定する交流採用、などにより引き続き <b>30日以上賃金の支払いを受けることができない場合</b>	2年間 (1年間)	2年間 (3年間)	4年間

( ) は、特定理由離職者及び特定受給資格者

## 3 受給期間と受給期間の延長

### ① 受給期間

受給資格者の区分	受給期間
① ②、③以外の受給資格者	離職の日の翌日から起算して1年
② 所定給付日数が <b>360日</b> である就職困難者 (イ) 45歳以上65歳未満 (ロ) 算定基礎期間が1年以上	離職の日の翌日から起算して1年に <b>60日</b> を加えた期間
③ 所定給付日数が <b>330日</b> である特定受給資格者 (イ) 45歳以上60歳未満 (ロ) 算定基礎期間が20年以上	離職の日の翌日から起算して1年に <b>30日</b> を加えた期間

## ② 受給期間の延長

	原則の 受給期間	加算期間 の限度	受給期間 の最長	延長手続期限	添付物
① 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き <b>30日以上</b> 職業に就くことができない期間がある場合	1年間 (※1)	3年間 (※2)	4年間	該当するに至った日の翌日から、離職の日の翌日から起算して <b>4年</b> を経過する日までの間(加算された期間が <b>4年</b> に満たない場合は当該期間の最後の日までの間)	受給資格者証又は離職票
② 受給資格に係る離職が <b>60歳以上の定年</b> に達したこと又は <b>60歳以上の定年</b> に達した後の勤務延長若しくは再雇用の期間が終了したことによるものである者が、当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合	1年間 (※3)	1年間	2年間 (※4)	離職の日の翌日から起算して <b>2か月以内</b>	離職票
①+②の場合	1年間 (※1)	3年間 (※2)	4年間		

※1 所定給付日数が360日の者は1年+60日、所定給付日数が330日の者は1年+30日

※2 受給期間が、1年+60日の場合には、4年-(1年+60日)が限度、また1年+30日の場合には、4年-(1年+30日)が限度となる。

※3 所定給付日数が360日の者は、1年+60日

※4 所定給付日数が360日の者は、2年+60日

### 【受給期間の延長が重なった場合】

	1年	2年	4年
一般被保険者	受給期間	定年等による延長	職業に就くことができない場合
就職困難者	1年+60日	2年+60日	職業に就くことができない場合
特定受給資格者	1年+30日		職業に就くことができない場合

#### 4 受給期間の特例（雇用法20条の2）

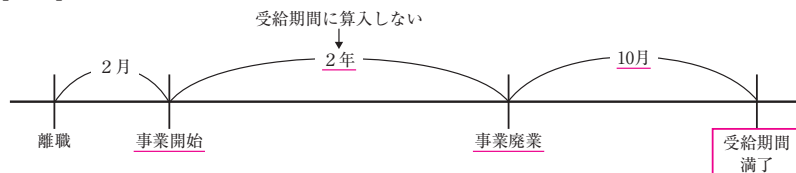
受給資格者であって、**基準日後に事業**（その実施期間が**30日未満のもの**その他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより**公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には**、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が**4年から前条第1項〔(イ)原則の受給期間及び(ロ)疾病・負傷により職業に就くことができない場合の受給期間の延長〕及び第2項〔定年退職者等についての受給期間の延長〕の規定により算定される期間の日数を除いた日数を**超える場合における当該超える日数を除く。**）は、同条第1項〔(イ)原則の受給期間及び(ロ)疾病・負傷により職業に就くことができない場合の受給期間の延長〕及び第2項〔定年退職者等についての受給期間の延長〕の規定による期間〔**受給期間**〕に算入しない。**

##### (1) 受給期間の特例が認められる事業

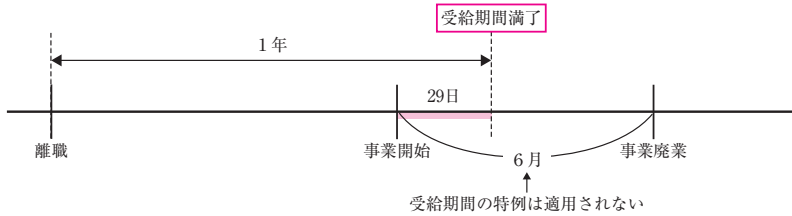
受給期間の特例が認められる事業は、次の①～⑤のすべてを満たす事業である。

- ① 事業の実施期間が**30日以上**であること。【例1】
- ② 「事業を開始した日」又は「事業に専念し始めた日」若しくは「事業の準備に専念し始めた日」から起算して**30日を経過する日**が、受給期間の末日以前であること。【例2】
- ③ 当該事業について**再就職手当**の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により**自立**することができないと認められる事業ではないこと。  
次のいずれかの場合は、上記④に該当する。
  - (イ) 雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となること。
  - (ロ) 登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 受給資格に係る離職の日の翌日以後に開始した事業（離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含む。）であること。

##### 【例1】



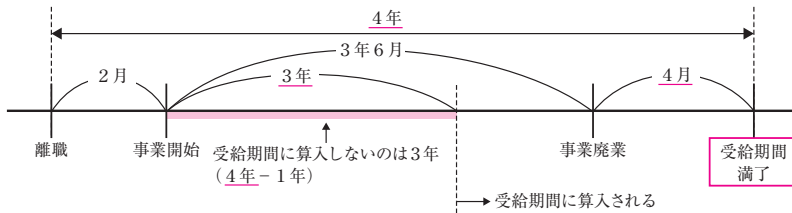
【例2】



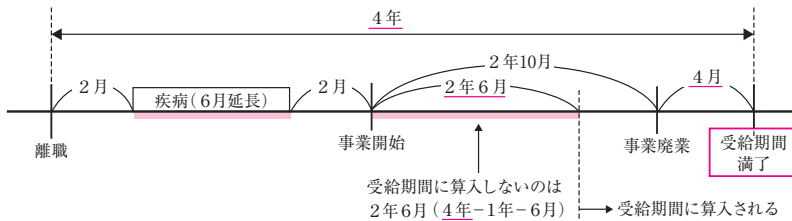
(2) 受給期間の特例が認められる日数

(1)の事業を実施している期間について、所定の受給期間から除くこととなるが、その日数の上限は「4年」から「(イ)原則の受給期間、(ロ)疾病・負傷により職業に就くことができない場合の受給期間の延長、(ハ)定年退職者等についての受給期間の延長により計算した期間の日数」を除いた日数となる。

【例3】



【例4】



チェックポイント

- 離職日以前に事業を開始し、離職日後に当該事業に専念する場合は、当該事業に専念し始めた日をもって事業を開始した日として取り扱うこととされている。

なお、事業を開始した者に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認める者とは、事業開始に先行する準備行為に専念し始めた者とし、当該準備に専念し始めた日をもって事業を開始した日として取り扱う。事業開始に向けて準備行為に専念したものの、結果として事業開始に至らなかった場合であっても、これに該当するものとして取り扱って差し支えないこととされて

いる。

- 令和4年7月1日から、事業を開始等した受給資格者が事業を行っている期間等は、最大3年間（注）受給期間に算入しない特例が新設された。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能とされた。

（注）「4年」から「所定の受給期間の日数（疾病・負傷により職業に就くことができない場合の受給期間の延長、定年退職者等についての受給期間の延長が適用される場合は、延長後の日数）」を除いた日数が限度となる。

### (3) 受給期間の特例申請の手続

受給期間の特例の措置を受けようとする者は、事業を開始した日又は専念し始めた日若しくは事業の準備に専念し始めた日の翌日から**2か月**以内に、受給期間延長等申請書に所定の書類を添付して管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。



#### チェックポイント

- 受給期間の特例申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない。

## 5 失業等給付の流れ

基本手当は、受給資格を有する者（受給資格者）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について支給する。

失業していることについての認定（**失業の認定**）を受けようとする受給資格者は、離職後、管轄公共職業安定所に出頭し、**求職の申込み**をしなければならない。

## 6 待期（雇用保険法21条）

基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に**求職の申込みをした日以後**において、**失業している日（疾病又は負傷のために職業に就くことができない日を含む。）**が**通算して7日**に満たない間は、支給しない。



## チェックポイント

- 起算日は、「離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日」である。待期には**疾病、負傷のため職業に就くことができない日**を含む。
- 離職理由を問わず待期を満たす必要あり。
- 待期は、一受給期間内に1回でよい。一度待期期間を満了すれば、受給期間内に再就職して再び離職した場合であっても、新しく受給資格を取得していなければ、再び待期期間を満たす必要はない。

## 7 失業の認定

ア 失業の認定は、**求職の申込み**を受けた公共職業安定所において、受給資格者が**離職後最初に出頭した日**から起算して**4週間に1回ずつ直前の28日の各日**について行うものとする。

(公共職業安定所長の指示した**公共職業訓練等**を受ける受給資格者に係る失業の認定は、**1月に1回、直前の月に属する各日**について行われる。)

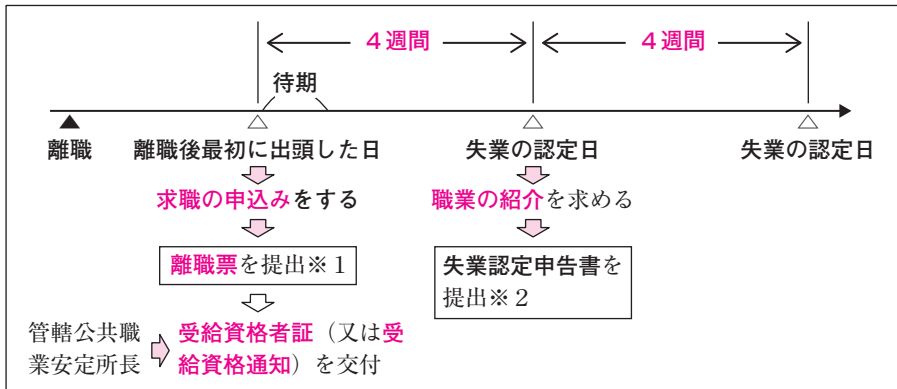
イ 失業の認定は、厚生労働省令で定めることにより、受給資格者が**求人者に面接したこと**、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は**職業指導**を受けたことその他**求職活動**を行ったことを確認して行うものとする。

ウ 基本手当の支給を受けようとする者(未支給給付請求者を除く。)は、管轄公共職業安定所に出頭し、**運転免許証**その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認できる書類を添えて又は**個人番号カード**を提示して**離職票**を提出しなければならない。

エ 管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が、受給資格を有すると認めるときは、**失業の認定日**を定め、その者に知らせるとともに、**受給資格者証**(**個人番号カード**を提示して離職票を提出した者であって、**受給資格通知**の交付を希望するもの)にあつては、**受給資格通知**に必要な事項を記載した上、これを**交付**しなければならない。

オ 受給資格者は、**失業の認定**を受けようとするときは、**失業の認定日**に、管轄公共職業安定所に出頭し、正当な理由がある場合を除き、**受給資格者証**を添えて(当該受給資格者が**受給資格通知**の交付を受けた場合)にあつては、**個人番号カード**を提示して)失業認定申告書を提出した上、**職業の紹介**を求めなければならない。

- 受給資格者が正当な理由なく所定の認定日に出頭しない場合、原則として、認定対象期間の全部について失業の認定がなされない。
- 原則として、未支給失業等給付に係るものを除き代理人を出頭させて失業の認定を受けることはできない。
- 失業の認定は、原則として前回の認定日以後、当該認定日の前日までの期間について行うものであるが、認定日が、④就職日の前日である場合、⑤受給期間の最終日である場合又は⑥支給終了日である場合は、当該認定日を含めた期間（前回の認定日から当該認定日までの期間）について失業の認定をすることもできる。ただし、この場合、当該認定日に就労することも考えられるから、当日就労する予定がないことを確認し、かつ、当日就労した場合には直ちに届け出て基本手当を返還しなければならない旨を告げておくこととされている。



- ※1 運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類を添えて又は個人番号カードを提示して
- ※2 受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）

8 就職への努力（雇用保険法10条の2）

求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

求職活動の回数

原則	求職活動の実績が <b>2回</b> 以上あること
例外	ア 就職が困難なものである場合 イ 初回支給認定日における認定対象期間（初回支給認定日については、待期間を除く。）等 → 求職活動の実績が <b>1回</b> 以上あれば足りる
	雇用法33条の給付制限期間（給付制限期間が1か月となる場合を除く。）満了後の初回支給認定日 → 求職活動の実績が <b>3回</b> 以上あること



**チェックポイント**

求職活動の範囲

単なる、職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動実績には該当しない。

## 9 証明認定・失業の認定日の変更

証明認定	失業の認定日の変更
<p>受給資格者は、所定の失業の認定日において、下記のいずれかに該当することにより、公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、③の場合を除き、その理由がやんだ<b>後の最初の失業の認定日</b>に出頭して、受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、<b>個人番号カード</b>を提示して）その理由を記載した<b>証明書</b>を提出することにより、失業の認定を受けることができる。</p>	<p><b>職業に就くためその他やむを得ない理由</b>のため失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができない受給資格者であつて、その旨を管轄公共職業安定所の長に申し出たものについては、申出をした日に、その申し出をした日の前日までの各日について失業の認定を行う。</p>

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかった場合において、その期間が<b>継続して15日未満</b>であるとき</p> <p>② <b>公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接</b>するために公共職業安定所に出頭することができなかったとき</p> <p>③ 公共職業安定所長の指示した<b>公共職業訓練等を受ける</b>ために公共職業安定所に出頭することができなかったとき（※）</p> <p>④ <b>天災その他やむを得ない理由</b>のために公共職業安定所に出頭することができなかったとき</p> | <p>① <b>就職</b>する場合（公共職業安定所の紹介によると否とを問わない）</p> <p>② 左記の<b>証明認定</b>を受けられる場合</p> <p>③ <b>公共職業安定所の紹介によらないで求人者に面接</b>する場合</p> <p>④ 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合、同居・別居問わず、親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合、受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等を含む。）又は親族の婚姻のための儀式に出席する場合、子弟の入学式又は卒業式等への出席など</p> |
|---|---|

※ 失業の認定が1月に1回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行われることから、その際に**公共職業訓練等受講証明書**を管轄公共職業安定所長に提出することにより、失業の認定を受けることができる。

## Point 4 基本手当② 日額等



### 1 基本手当日額

基本手当の日額は、賃金日額に一定率を乗じて得た金額とされている。

$$\boxed{\text{基本手当の日額}} = \boxed{\text{賃金日額}} \times \boxed{\text{一定率}}$$

受給資格に係る 離職日における年齢	60歳未満	60歳以上65歳未満
賃金日額に乗じる率	100分の80～100分の50	100分の80～100分の45

60歳未満		60歳以上65歳未満	
賃金日額	基本手当日額	賃金日額	基本手当日額
2,869円以上5,200円未満	賃金日額 ×80%	2,869円以上5,200円未満	賃金日額 ×80%
5,200円以上12,790円以下	賃金日額 ×80～50%	5,200円以上11,490円以下	賃金日額 ×80～45%
12,790円超	賃金日額 ×50%	11,490円超	賃金日額 ×45%

### 2 賃金日額（雇用保険法17条1項）

賃金日額は、原則として**算定対象期間**において**被保険者期間**として計算された最後の**6か月間**に支払われた**賃金**（**臨時**に支払われる賃金及び**3か月**を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の**総額**を**180**で除して得た額とする。



#### チェックポイント

- 賃金日額の算定にあたっては、**臨時**に支払われる賃金及び**3か月**を超える期間ごとに支払われる賃金（例えば、毎年2回、6月と12月に業績に応じて支払われる賞与など）は含まれない。
- 離職後において労使間の協定がなされ、**離職前**にさかのぼって昇給する場合など、**事業主の支払義務**が被保険者の離職後に確定したものは、賃金日額の算定の基礎となる**賃金**には算入しない。

## 賃金日額の特例①

ア 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合	最後の6か月間に支払われた賃金の総額をその期間に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額
イ 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によって定められている場合	その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によって定められている場合には、1か月を30日として計算する。）で除して得た額とアに相当する額との合算額
ウ ア及びイにより賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。	

## 賃金日額の特例②（特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受けた場合）

ア 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業若しくは対象家族を介護するための休業を取得、又は所定労働時間の短縮措置により賃金が喪失、低下している場合	休業開始前又は所定労働時間の短縮措置前に支払われていた賃金を考慮して公共職業安定所長が定める額
イ 合意に基づき、所定労働時間又は所定外労働時間の短縮の実施及びそれに伴う賃金の減少が6か月以上行われた後の期間中に、当該受給資格者が離職した場合	所定労働時間又は所定外労働時間の短縮が行われる前に支払われていた賃金を考慮して公共職業安定所長が定める額

雇用

## 3 賃金日額の下限額と上限額

離職日における年齢区分	賃金日額の上限額	賃金日額の下限額
30歳未満	14,130円	2,869円
30歳以上45歳未満	15,690円	
45歳以上60歳未満	17,270円	
60歳以上65歳未満	16,490円	

（令和6年8月1日～令和7年7月31日）

### チェックポイント

- 賃金日額の上限額は、年齢に応じて定められているが、賃金日額の下限額は年齢に関係なく一律に定められている。
- 賃金日額の下限額が、最低賃金日額（※）を下回る場合には、当該最低賃金

**日額**を賃金日額の下限額とする。

- ※ 最低賃金日額は、変更された自動変更対象額が適用される年度の4月1日に効力を有する最低賃金法9条1項に規定する**地域別最低賃金の額**について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により**加重平均**して算定した額に**20**を乗じて得た額を**7**で除して得た額とする。

<計算式>

$$1,004\text{円 (地域別最低賃金の額の加重平均額)} \times 20 \div 7 = 2,869\text{円}$$

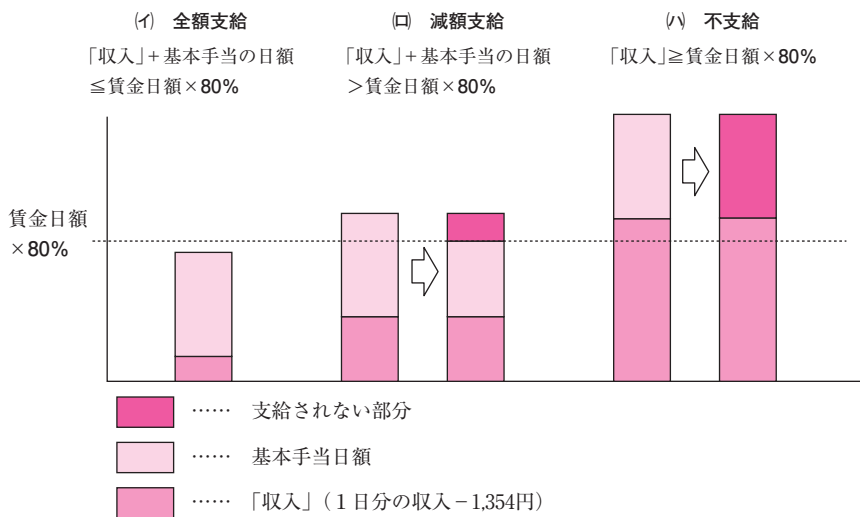
#### 4 自動変更対象額（雇用保険法18条1項・2項）

- ① **厚生労働大臣**は、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の**平均給与額**（※）が、直近の自動変更対象額が変更された年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その**翌年度の8月1日以後**の自動変更対象額を変更しなければならない。
- ② 自動変更対象額の自動的変更を行う場合に、算定した額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

- ※ 厚生労働省において作成する**毎月勤労統計**における労働者の平均定期給与額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者1人あたりの給与の平均額をいう。

#### 5 基本手当の減額

受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数（「**基礎日数**」）分の基本手当については、(イ)全額支給される場合、(ロ)減額して支給される場合、(ハ)全く支給されない場合とがある。



**チェックポイント**

雇用

- 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その者が自己の労働によって収入を得るに至った日の後における**最初の失業の認定日**に、「**失業認定申告書**」により、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。
- 基本手当の減額調整を行う場合  
 「内職した日」及び「収入を得た日」のいずれも失業の認定を行う期間中にあるときに調整を行う。

収入を得た日 内職をした日	待期間中	給付制限期間中	基本手当支給開始後
待期間中	<b>調整あり</b>	調整なし	<b>調整あり</b>
給付制限期間中		調整なし	調整なし

(→「内職した日」又は「収入を得た日」のどちらかが失業の認定を行わない期間中にあるときには、この調整は**行わない**。)

- 失業の認定期間中に「内職又は手伝い」をした日がある場合には、基本手当の減額となる。一方、失業の認定期間中に「就職又は就労」した日については、(失業した日には該当しないため)基本手当が支給されないことになる。なお、現在、「内職又は手伝い」か、「就職又は就労」かは、原則として労働時間の長さにより、分けられている。

就職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として1日の労働時間が<b>4時間以上</b>のもの（4時間未満であっても被保険者となる場合を含む。）をいい、現実の収入の有無を問わない。</li> <li>・自営業を開始するための準備については、1日の当該準備に係る活動時間が<b>4時間以上</b>ある場合は就職とみなして取り扱う。</li> <li>・商業、農業等の家業に従事した場合については、1日の労働時間が<b>4時間以上</b>の場合を就職、4時間未満の場合を自己の労働によって収入を得た場合として取り扱う。</li> </ul>
自己の労働による収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の労働による収入とは就職には該当しない短時間の就労等（「以下「短時間就労」という。）による収入であり、原則として1日の労働時間が<b>4時間未満</b>のもの（被保険者となる場合を除く。）をいう（雇用関係の有無は問わない）。 なお、1日の労働時間が<b>4時間未満</b>であっても、それに専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合は、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。</li> <li>・自営業の準備、自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動等については、1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満のときは、自己の労働によって収入を得た場合として取り扱う。 この場合においてもそれに専念するため安定所の職業紹介にはすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合には、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。</li> </ul>

## 6 所定給付日数

### ① 特定受給資格者以外の場合（③を除く）

算定基礎期間 区分	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

### ② 就職困難な受給資格者の場合

算定基礎期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

③ 特定受給資格者（注）の場合（②を除く）

区分	算定基礎期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

（注）「特定理由離職者の範囲」のIに該当する者については、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から令和9年3月31日までの間にある場合に限り、所定給付日数が「特定受給資格者」と同様となる。

## 7 算定基礎期間（雇用保険法22条3項）

算定基礎期間は、受給資格者が基準日までに引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間）とする。



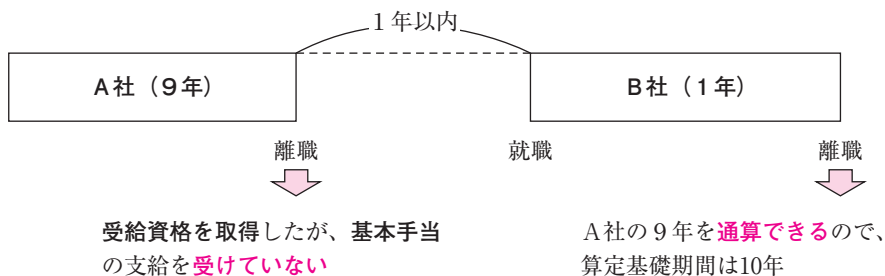
### チェックポイント

- 算定基礎期間の計算において、被保険者であった期間を通算できる場合とできない場合

被保険者であった期間を通算できる場合	<p>被保険者資格を喪失した日の翌日から起算して1年以内に被保険者資格を再取得した場合には、前後の被保険者として雇用された期間は通算される。</p> <p>➡被保険者の資格を喪失した際に受給資格を取得した場合であっても、当該受給資格に基づいて基本手当の支給を受けていなければ、当該受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間を通算することができる。</p>
被保険者であった期間を通算できない場合	<p>(イ) 当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなった日前の被保険者であった期間</p> <p>(ロ) 当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間</p>

(ハ) 当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間

〈通算される場合〉



□ 「被保険者であった期間」の取り扱いの違い

○→含めることができる、×→含めることはできない

		算定対象期間において被保険者期間を計算する場合	所定給付日数を算定する場合の <b>算定基礎期間</b>
受給資格を取得	基本手当の支給を <b>受けていない</b>	×	○
	基本手当の支給を <b>受けた</b>	×	×

□ 用語の解説

用語	解説	備考
被保険者であった期間	被保険者として雇用されていた期間	在籍期間のことをいう。また、賃金の支払いを受けているか否かは不問
被保険者期間	離職日からさかのぼって1か月ごとに区切られた期間のうち、賃金支払基礎日数が11日以上あるとき	
算定対象期間	被保険者期間を計算することができる期間	離職の日以前2年間（特定受給資格者については1年間）、一定の場合には最長4年間

算定基礎期間	所定給付日数の決定に係る被保険者であった期間	受給資格者が受給資格に係る離職の日（基準日）まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間のことである。なお、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間
--------	------------------------	---